

福知山認定こども園 運営規程

(2020年3月13日 弘西支第60号)

改正 2023年6月13日 弘西支第22号
改正 2024年3月19日 弘西支第086号
改正 2025年6月 4日 弘西支第021号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人鉄道弘済会福知山認定こども園（以下「本園」という。）の運営に関し、基本となる事項を定め、業務の効率的な運営を図ることを目的とする。この規程に定めるこども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 福知山認定こども園（愛称：さくらこども園）
- (2) 所在地 京都府福知山市字堀小字道場 2445 番地

(施設の目的及び運営方針)

第2条 本園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の幼児に対する教育並びに保育を必要とする乳児及び幼児に対する保育を一体的に行うことを目的とする。

- 2 本園は、保育・教育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、全ての子どもが健やかに成長するために最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、保育所保育指針、幼稚園教育要領に基づき教育と保育を一体的に提供するため創意工夫を生かし、園児の心身の発達と認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するものとする。
- 4 本園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）及び京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例（平成26年10月条例第7号。以下「条例」という）、その他関係法令を遵守し、運営するものとする。

(提供する保育等の内容)

第3条 本園は、以下に掲げる教育・保育およびその他の便宜の提供を行う。

- (1) 支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、教育（満3歳以上に限る。）及び当該支給認定における保育必要量（支援法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

(2) 時間外保育（延長保育）

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、支援法第8条2項に規定する時間の範囲において延長保育を行う。

(3) 一時預かり（幼稚園型）

やむを得ない理由により、1号認定の子どもが保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、支援法第59条第10号に規定する預かりによる保育を提供する。

(4) 一時預かり保育（一般型）

主として特定教育・保育施設に通っていない、又は在籍していない乳幼児で、家庭において保育を受けることが、一時的に困難になったものに対し、特定保育・保育施設にて支援法第59条第10号に規定する一時預かりによる保育を提供する。

(5) 子育て支援事業

地域の子ども及び保護者に対し、子どもの発達を促す機会を提供する。

(6) 食事の提供

本園は、保育を必要とする子どもに対し、本園内で調理した給食を提供する。

(7) その他保育に係る行事等

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 教育・保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

ただし、園児の受入れ状況等により、員数が変動する場合がある。（職員の員数は、国の保育士配置基準で記載している）

(1) 園長 1名

園長は、職員及び業務を一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 副園長 1名

園長を補佐し、園運営に関する業務を主体的に従事する

(3) 主任・主幹 2名

園長を補佐し、保育計画の立案及び指導調整業務に従事するとともに、必要に応じ、園児の教育・保育をつかさどる。

(4) 保育教諭 配置基準を下回らない員数

園児の保育、教育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(5) 調理職員 2名以上

法令に定める栄養士又は調理師の業務として指定したもの、その他上司の指示を受け、給食に関する業務に従事する。

(6) 学校医 1名

本園における健康管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第22条に基づいて、技術及び指導に従事する。

(7) 学校歯科医 1 名

本園における健康管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第 23 条に基づいて、技術及び指導に従事する。

(学年及び学期)

第 5 条 本園の学年は、4 月 1 日に始まり、翌 3 月 31 日に終わる。

2 1 年を次の 3 学期に分ける。

第 1 学期 4 月 1 日から 7 月 31 日まで

第 2 学期 8 月 1 日から 12 月 31 日まで

第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

(利用定員)

第 6 条 本園の利用定員は、支援法第 19 条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

(1) 支援法第 19 条第 1 号の子ども（満 3 歳以上の小学校就学前子ども。ただし、次号に掲げるものは除く。以下「1 号認定子ども」という。） 10 名

(2) 支援法第 19 条第 2 号の子ども（保育を必要とする満 3 歳以上児。以下「2 号認定子ども」という。） 54 名

(3) 支援法第 19 条第 3 号の子ども（保育を必要とする満 3 歳未満児。以下「3 号認定子ども」という。）のうち、満 1 歳以上の子ども 24 名

(4) 3 号認定子どものうち、満 1 歳未満の子ども 6 名

※ クラス別定員数

クラス	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
1 号定員				3 名	3 名	4 名
2 号定員				18 名	18 名	18 名
3 号定員	6 名	12 名	12 名			

(特定教育・保育を提供する日)

第 7 条 特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）及び祝祭日等を除く。

2 1 号認定子どもへの教育・保育を提供する日は、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。

(1) 土曜日

(2) 春季休業 3 月 25 日から 3 月 31 日

(3) 夏季休業 8 月 10 日から 8 月 20 日

(4) 冬季休業 12 月 28 日から 1 月 7 日

(5) その他園長が必要と定めた日

(教育時間)

第8条 満3歳以上の園児に対する1日当たりの標準的な教育時間は、6時間00分とする。

(教育・保育時間を提供する時間)

第9条 教育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 教育標準時間認定に係る教育時間（6時間00分）

9時00分～15時00分

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は19時00分までの範囲内で一時預かり（幼稚園型）を提供する。

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）

7時30分から18時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(3) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）

8時15分から16時15分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時00分まで又は16時30分から19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

※ 8:00～8:15、16:15～16:30は保育を提供するが延長保育料の対象外とする。

(4) 開所時間

本園が定める開所時間は、次のとおりである。

月曜日～金曜日 7時30分～19時30分

土曜日 7時30分～13時30分

※各々の勤務時間等の保育ニーズに応じての受け入れとなる。

(利用者負担その他の費用の種類)

第10条 本園においては、当該市町村の定める利用者負担（保育料）を支給認定保護者から徴収する。

2 本園は、前1項の当該市町村の定める利用者負担（保育料）のほか特定保育の提供における便宜に要する費用（別表に掲げる費用）を徴収する。

(利用の開始に関する事項)

第11条 2号認定子ども、3号認定子どもの利用に関しては、福知山市が利用調整を行うものとする。

2 教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、原則、当園の教育理念に基づき決定する。

3 本園は、市が行った利用調整により保育認定子どもの本園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

- 4 保育の提供開始にあたり、あらかじめ支給認定保護者に対し、重要事項を記した文書により説明を行い、同意を得るものとする。

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第12条 本園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。

(利用の終了に関する事項)

第13条 本園は、以下の場合には特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第19条に規定する小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの支給認定保護者が、支給要件（保育の必要性の事由）に該当しなくなったとき。
- (3) 支給認定保護者から当園の利用の取り消しの申し出があったとき。
- (4) 保育料等の利用者負担金の滞納が続いたとき。
- (5) その他、利用継続について重大な支障または困難が生じたとき。

(登園の一時停止)

第14条 園児又は園児と同居する者が伝染病等に罹患し、他の園児に感染する恐れがあると本園が認めたときは、当該園児をその状況が止むまで一時登園を停止することができる。

- 2 前項に定める状況に関しては、保健所等の指示を仰ぐものとする。

(給食に関する事項)

第15条 本園は、園児に給食を行うにあたって次の事項を実施する。

- (1) 献立の作成は、栄養、嗜好、アレルギー等園児の健全な発育を考慮するものとする。
- (2) 献立表は、1ヶ月毎に作成し、1ヶ月に1回の割合で献立に関する会議を行う。
- (3) 調理、加工、配膳及び貯蔵は清潔で衛生的な環境で行う。
- (4) 保存食は－20℃以下で2週間以上保存する。

保存食は原材料及び調理済み食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に密封して入れ、－20℃以下で2週間以上保存する。なお、原材料は、特に洗浄消毒を行わず、購入した状態で保存する。

- (5) 検食は、毎食について行い、その結果を検食簿に記録し残す。

(健康管理)

第16条 本園は、園児並びに保育士及び調理職員の健康管理について、次の事項を実施する。

- (1) 園児の健康診断は、入所時及び毎年定期に2回内科の診断を実施する。なお、歯科についても同様とする。

(2) 保育士（主任・主幹を含む）及び調理職員の健康診断は、採用時及び毎年定期的に1回以上実施する。

(3) 調理に従事するものは、検便を毎月1回以上、保育士等（主任・主幹を含む）は、年2回以上実施する。

2 本園は前項各号を実施した結果の健康診断個人票を5年間保存する。

3 保育士（主任・主幹を含む）は、園児の健康状態を観察のうえ、保育に関する日誌に記録し園長及び主任に閲覧を求めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第17条 本園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに学校医又は園児の主治医に相談するとともに、園児の家族等に連絡し、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、福知山市こども家庭部幼保支援課及び園児の保護者並びに西日本支部長に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 本園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

(非常災害時の対策)

第18条 本園は、非常災害（地震・火災・水害）に備え、園児の安全を確保するための具体的な計画及びマニュアル（次項及び6項において「計画等」という。）を作成することとする。

2 本園は、非常災害に備え防災管理者を選任することとする。

3 本園は、避難計画等に基づき、園児の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、園児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

4 本園は、少なくとも毎月1回以上、災害を想定した避難及び消火に係る対応訓練を実施するものとする。

5 本園は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする

6 本園が非常災害に遭遇した場合は、最優先に園児の安全確保に努めなければならない。また、その状況等の報告は、前条第1項第2号を準用することとする。

※ 災害時における緊急避難場所

緊急避難場所	火災・地震	水害
第一避難場所	園庭（中央）	園舎
第二避難場所	堀会館	
第三避難場所	大正小学校または桃映中学校	

(安全管理)

第19条 本園は、園児の登園、降園にはその保護者が責任をもって付き添うように周知するものとする。

2 園児が欠席する場合には、保護者から口頭又は文書でその旨を届けるよう理解を得るものとする。

3 本園の建物の内外についての保安点検を月1回以上実施する。

(虐待の防止のための措置)

第20条 本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(要望・苦情等について)

第21条 本園は、保護者の意見・要望・苦情等に適切な対応を図るため、苦情解決責任者である園長の下に、苦情受付担当者を決め、受付から解決までの手続きを明確化し、話し合いにより意見・要望・苦情等の円滑な解決に努めることとする。

(保護者との連絡について)

第22条 本園は、保護者と密接な連携を保ち、教育・保育方針、成長・発達、栄養状態、健康状態、行事等について、保護者の協力を得るものとする。

(個人情報の保護について)

第23条 本園は、入園する園児等の個人情報を適切に取り扱うとともに、園児の発達援助のための関係機関等との連携、保護者への伝達、保育者同士の交流や地域交流などに必要な情報交換等については、関係者の承諾を得ながら適切に進めるよう努めることとする。

2 個人情報に係わる事務を処理するため、次の各号掲げる個人情報管理責任者及び特定個人情報取扱者を置く。

(1) 個人情報管理責任者 福知山認定こども園 園長

(2) 特定個人情報取扱者 福知山認定こども園 園長及び副園長並びに主任

3 本園の職員は、業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を保持する。また、職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(記録の整備)

第24条 本園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 教育・保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した教育・保育に係る提供記録

- (3) 福知山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年福知山市条例第6条）第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録
- (6) 認定こども園こども要録については、学級を編成している満3歳以上の子どもについて作成し、該当子どもの進学、就学に際し写しを進学、就学先の校長に送付する。原本は小学校を卒業するまで保存することとする。ただし、学籍等に関する記録については20年間保存するものとする。

（出納責任者等の設置）

第25条 本園の会計に係わる事務を処理するため、次の各号掲げる出納責任者及び出納取扱員を置く。但し、出納取扱員が置けない状況にあっては、出納責任者がその事務を行うものとする。

- 1 出納責任者 福知山認定こども園 園長
- 2 出納取扱員 福知山認定こども園に在籍する従業員で園長が指定した者

附 則

- 1 この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2023年6月13日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2024年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2025年7月1日から施行する。

別 表 (第 10 条)

1. 教育・保育の提供に要する利用者負担

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
保護者会費	保護者会会則、第 11 条 2 項の規定による負担金。	前期 2,000 円 後期 2,000 円 年額 4,000 円
保険代	園内での怪我等に対応。(独立行政法人日本スポーツ振興センター)	個人負担金 年額 210 円
絵本代	絵本に親しみを持ち、親子の触れ合いの一環として、各担任が子ども達の年齢に応じた絵本を選び、月の中旬に各自、お持ち帰り頂きます。	月額 400 円程度
写真代 (希望者のみ)	園行事等において、園児の様子を保護者に伝える。	一枚 45 円×枚数
ひだ付き帽子 (希望者のみ)	帽子は個人用として卒園するまで使用しますが、それとは別にひだ付きを希望される方のみ。	現在価格 1,080 円 (税別)
3 歳以上児給食費 (1.2 号認定子ども)	給食代 (主食代含む) ※主食費 600 円、副食費 4,900 円	月額 5,500 円

※その他、行事への参加費や保険料が必要になる場合があります。(夕涼み会、親子遠足等)

2. 2・3号認定子どもに係る延長保育(時間外保育)に関する利用者負担

(1) 保育標準時間認定

項 目	時間 (単位)	金 額
利用料	30 分ごと (18:30~19:30)	100 円

(2) 保育短時間認定

項 目	時間 (単位)	金 額
利用料	30 分ごと (7:30~8:00) (16:30~19:30)	100 円

3. 1号認定子どもに係る預かり保育(幼稚園型)に関する利用者負担

(1) 1号認定

項 目	時間 (単位)	金 額
-----	---------	-----

利用料	30 分ごと (15 : 00～19 : 00)	100 円
-----	-----------------------------	-------

※一時預かり（幼稚園型）は、早朝時間帯及び土曜日には提供しない。

（２） １号認定子どもに係る長期休業期間中の一時預かり（幼稚園型）に関する利用者負担

期 間	預かり時間	金 額
夏季・冬季・春季休業	9 : 00～15 : 00	日額 450 円

4. 一時預かり（一般型）に関する利用者負担

項 目	年 齢	金 額
利用料	1 回ごと	3 歳未満児 2,700 円 内：食事、おやつ代 225 円
		3 歳以上児 2,500 円 内：食事、おやつ代 225 円

※本園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付する。